

令和5年度徳島県一般会計・特別会計歳入歳出決算の概要について

令和5年度一般会計の決算状況は第1表、令和5年度特別会計の決算状況は第2表のとおりです。

1 一 般 会 計

(1) 歳 入

一般会計歳入決算額は534,030,747,400円であり、前年度に比べて33,127,269,287円、率にして5.8パーセントの減となっています。減額の主な内訳は、国庫支出金28,419,426,691円の減（前年度比減少率26.1%）、繰越金4,361,290,383円の減（同18.6%）となっており、これに対し増額は、繰入金2,416,240,085円の増（前年度比増加率3.5%）、県税1,135,295,217円の増（同1.3%）となっています。

県税や諸収入、繰入金などの自主財源の割合は43.6%（前年度41.8%）、県税や地方交付税など使途が特定されない一般財源の割合は55.4%（同52.1%）を占めています。（資料1及び2参照）

(2) 歳 出

一般会計歳出決算額は511,391,582,490円であり、前年度に比べて36,646,923,761円、率にして6.7パーセントの減となっています。減額の主な内訳は、衛生費22,944,343,433円の減（前年度比減少率41.2%）、総務費8,497,511,247円の減（同18.9%）、商工費5,897,193,539円の減（同8.7%）となっており、これに対し増額は、土木費2,202,266,508円の増（前年度比増加率3.1%）、教育費699,163,939円の増（同0.9%）となっています。

人件費や扶助費、公債費といった義務的経費は33.9%（前年度33.0%）を占めています。（資料3及び4参照）

(3) 実質収支

一般会計の収入済額と支出済額との差引額、すなわち形式収支は22,639,164,910円となっており、形式収支から翌年度へ繰り越すべき財源7,629,478,158円を差し引いた実質収支額は15,009,686,752円の黒字となっています。

2 特 別 会 計

20の特別会計については、歳入決算額327,129,447,497円、歳出決算額316,570,307,255円であり、歳入歳出差引額10,559,140,242円から翌年度へ繰り越すべき財源226,829,996円を差し引いた実質収支額は10,332,310,246円の黒字となっています。

第1表 一般会計決算状況

① 歳 入

款 名	令 和 5 年 度		令 和 4 年 度		前 年 度 比 較	
	決 算 額 (A)	構成比	決 算 額 (B)	構成比	増 減 額 (A)-(B)	増減率
	円	%	円	%	円	%
01 県 税	86,243,526,006	16.1	85,108,230,789	15.0	1,135,295,217	1.3
02 地 方 消 費 税 清 算 金	33,608,797,699	6.3	33,822,424,279	6.0	△213,626,580	△0.6
03 地 方 譲 与 税	15,363,024,000	2.9	15,302,970,000	2.7	60,054,000	0.4
04 地 方 特 例 交 付 金	323,871,000	0.1	341,412,000	0.1	△17,541,000	△5.1
05 地 方 交 付 税	160,415,427,000	30.0	161,189,588,000	28.4	△774,161,000	△0.5
06 交通安全対策特別交付金	179,194,000	0.1	202,924,000	0.1	△23,730,000	△11.7
07 分 担 金 及 び 負 担 金	1,023,690,833	0.2	1,918,440,299	0.3	△894,749,466	△46.6
08 使 用 料 及 び 手 数 料	5,212,895,655	1.0	5,481,905,516	1.0	△269,009,861	△4.9
09 国 庫 支 出 金	80,455,451,445	15.0	108,874,878,136	19.2	△28,419,426,691	△26.1
10 財 産 収 入	789,981,859	0.1	693,537,399	0.1	96,444,460	13.9
11 寄 附 金	152,203,677	0.1	707,464,701	0.1	△555,261,024	△78.5
12 繰 入 金	70,803,641,057	13.2	68,387,400,972	12.1	2,416,240,085	3.5
13 繰 越 金	19,119,510,436	3.6	23,480,800,819	4.1	△4,361,290,383	△18.6
14 諸 収 入	15,897,532,733	3.0	17,712,039,777	3.1	△1,814,507,044	△10.2
15 県 債	44,442,000,000	8.3	43,934,000,000	7.7	508,000,000	1.2
合 計	534,030,747,400	100.0	567,158,016,687	100.0	△33,127,269,287	△5.8

主な減額理由

- ・国庫支出金については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などの減によるものです。
- ・繰越金については、繰越剰余金の減によるものです。

主な増額理由

- ・繰入金については、二十一世紀創造基金繰入金などの増によるものです。
- ・県税については、法人事業税などの増によるものです。

② 歳 出

款 名	令 和 5 年 度		令 和 4 年 度		前 年 度 比 較	
	決 算 額 (A)	構成比	決 算 額 (B)	構成比	増 減 額 (A)-(B)	増減率
	円	%	円	%	円	%
01 議 会 費	973,882,388	0.2	932,177,308	0.2	41,705,080	4.5
02 総 務 費	36,355,635,337	7.1	44,853,146,584	8.2	△8,497,511,247	△18.9
03 民 生 費	67,438,781,370	13.2	67,352,343,198	12.3	86,438,172	0.1
04 衛 生 費	32,697,865,308	6.4	55,642,208,741	10.1	△22,944,343,433	△41.2
05 労 働 費	4,084,318,011	0.8	4,146,088,920	0.8	△61,770,909	△1.5
06 農 林 水 産 業 費	31,714,444,081	6.2	31,711,374,624	5.8	3,069,457	0.0
07 商 工 費	61,832,557,585	12.1	67,729,751,124	12.4	△5,897,193,539	△8.7
08 土 木 費	72,124,908,644	14.1	69,922,642,136	12.8	2,202,266,508	3.1
09 警 察 費	21,566,820,135	4.2	22,205,421,732	4.0	△638,601,597	△2.9
10 教 育 費	79,377,877,914	15.5	78,678,713,975	14.4	699,163,939	0.9
11 災 害 復 旧 費	1,010,936,685	0.2	734,886,558	0.1	276,050,127	37.6
12 公 債 費	66,230,620,537	13.0	68,257,585,861	12.4	△2,026,965,324	△3.0
13 諸 支 出 金	35,982,934,495	7.0	35,872,165,490	6.5	110,769,005	0.3
合 計	511,391,582,490	100.0	548,038,506,251	100.0	△36,646,923,761	△6.7

主な減額理由

- ・衛生費については、医療衛生費、薬事生産指導費などの減によるものです。
- ・総務費については、防災対策指導費、運輸交通対策費などの減によるものです。
- ・商工費については、中小企業総合支援費、観光交流推進費などの減によるものです。

主な増額理由

- ・土木費については、河川改良費、港湾建設費などの増によるものです。
- ・教育費については、学校建設費、社会教育費などの増によるものです。

③ 実質収支

(単位:円)

	令 和 5 年 度	令 和 4 年 度	前年度比較
歳入決算額 A	534,030,747,400	567,158,016,687	△ 33,127,269,287
歳出決算額 B	511,391,582,490	548,038,506,251	△ 36,646,923,761
歳入歳出差引額 C=A-B	22,639,164,910	19,119,510,436	3,519,654,474
翌年度繰越額	61,863,939,363	63,712,854,437	△ 1,848,915,074
翌年度へ繰り越すべき財源 D	7,629,478,158	7,569,971,315	59,506,843
実質収支額 C-D	15,009,686,752	11,549,539,121	3,460,147,631

一般会計歳入歳出決算額の推移

年 度	予算現額 (千円)	対前年 増減率 (%)	歳入決算額 (千円)	対前年 増減率 (%)	歳出決算額 (千円)	対前年 増減率 (%)	歳入歳出差引額 (千円)
13	676,413,163	△ 1.5	616,348,321	△ 3.3	595,312,853	△ 2.7	21,035,468
14	627,217,897	△ 7.3	587,299,535	△ 4.7	570,170,872	△ 4.2	17,128,663
15	581,358,974	△ 7.3	554,625,604	△ 5.6	538,725,581	△ 5.5	15,900,023
16	575,687,182	△ 1.0	539,762,825	△ 2.7	522,304,253	△ 3.0	17,458,572
17	563,806,450	△ 2.1	533,813,272	△ 1.1	513,268,160	△ 1.7	20,545,112
18	540,723,391	△ 4.1	513,507,931	△ 3.8	501,978,129	△ 2.2	11,529,802
19	497,251,645	△ 8.0	480,565,715	△ 6.4	468,137,080	△ 6.7	12,428,635
20	483,644,481	△ 2.7	458,365,532	△ 4.6	452,066,612	△ 3.4	6,298,920
21	524,356,273	8.4	490,105,138	6.9	479,278,396	6.0	10,826,742
22	509,241,682	△ 2.9	486,797,697	△ 0.7	469,183,529	△ 2.1	17,614,168
23	504,655,835	△ 0.9	477,500,683	△ 1.9	466,174,921	△ 0.6	11,325,762
24	519,315,226	2.9	472,132,543	△ 1.1	457,947,074	△ 1.8	14,185,469
25	537,851,850	3.6	500,961,111	6.1	479,805,459	4.8	21,155,652
26	531,038,370	△ 1.3	498,629,266	△ 0.5	478,556,462	△ 0.3	20,072,804
27	519,544,992	△ 2.2	488,445,908	△ 2.0	475,108,277	△ 0.7	13,337,631
28	512,649,317	△ 1.3	475,143,032	△ 2.7	462,004,267	△ 2.8	13,138,765
29	513,112,108	0.1	477,162,472	0.4	464,844,549	0.6	12,317,923
30	527,545,512	2.8	479,943,275	0.6	465,824,034	0.2	14,119,241
元	548,906,075	4.0	481,843,835	0.4	468,034,062	0.5	13,809,773
2	644,398,323	17.4	556,181,892	15.4	534,412,221	14.2	21,769,671
3	664,127,236	3.1	587,694,122	5.7	564,213,321	5.6	23,480,801
4	651,643,092	△ 1.9	567,158,017	△ 3.5	548,038,506	△ 2.9	19,119,511
5	600,512,685	△ 7.8	534,030,747	△ 5.8	511,391,582	△ 6.7	22,639,165

第2表 特別会計決算状況

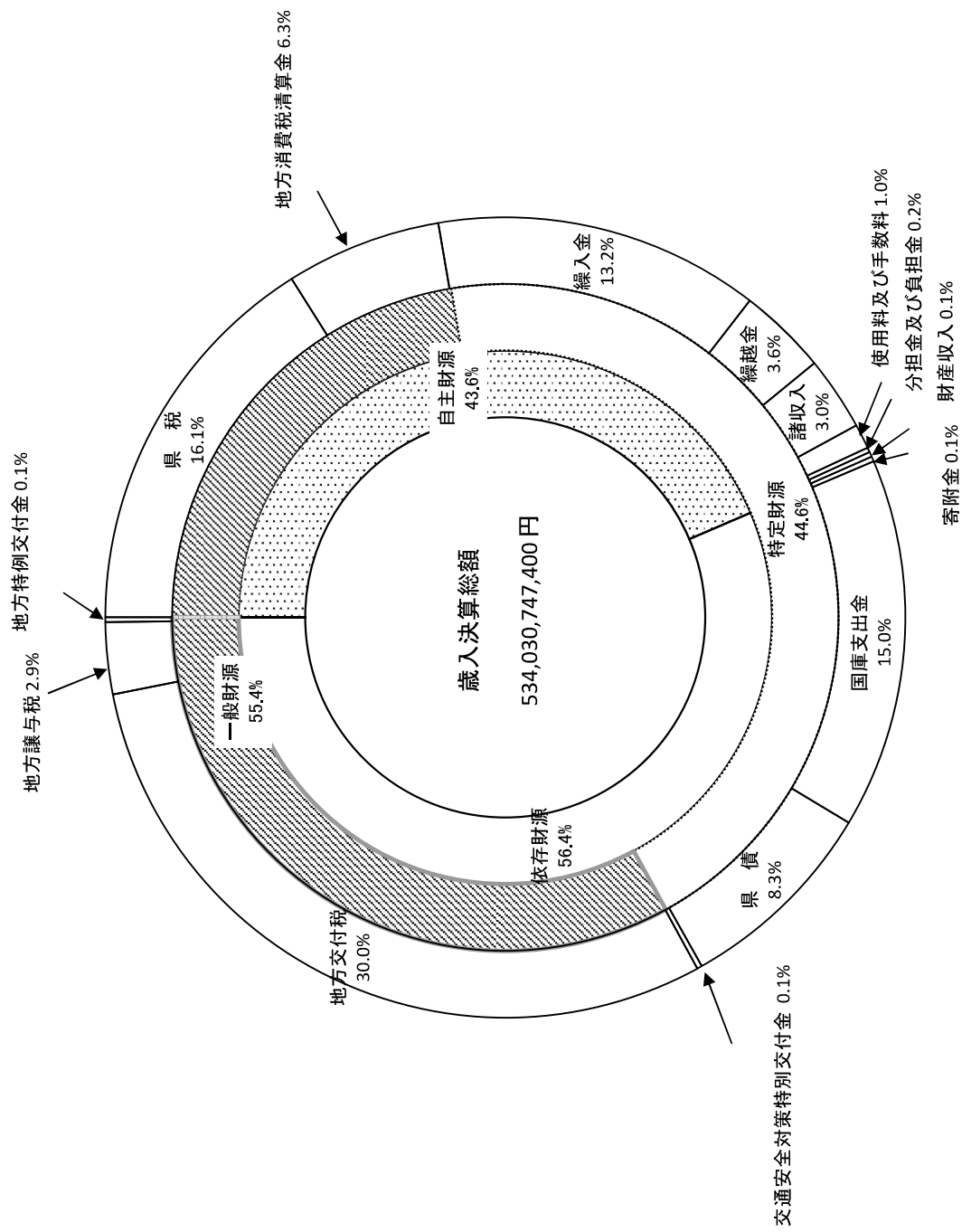
(単位：円)

会 計 名	歳入決算額	歳出決算額	歳入歳出差引額	実質収支額
用 度 事 業 特 別 会 計	1,031,874,719	866,743,927	165,130,792	165,130,792
証 紙 収 入 特 別 会 計	3,123,073,807	2,118,386,290	1,004,687,517	1,004,687,517
母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計	177,014,842	67,550,628	109,464,214	109,464,214
農業改良資金貸付金特別会計	11,201,111	310,999	10,890,112	10,890,112
県有林県行造林事業特別会計	158,880,730	158,443,296	437,434	437,434
中小企業近代化資金貸付金特別会計	2,466,763,130	31,689,033	2,435,074,097	2,435,074,097
中小企業・雇用対策事業特別会計	106,828,788,826	106,828,788,826	0	0
港湾等整備事業特別会計	3,503,619,425	3,120,912,444	382,706,981	220,525,838
徳島ビル管理事業特別会計	460,938,418	39,947,520	420,990,898	420,990,898
県営住宅敷金等管理特別会計	236,993,367	12,820,700	224,172,667	224,172,667
公用地公共用地取得事業特別会計	1,873,576,632	1,566,463,051	307,113,581	242,464,728
奨 学 金 貸 付 金 特 別 会 計	599,870,710	131,912,297	467,958,413	467,958,413
都市用水水源費負担金特別会計	396,290,562	396,289,824	738	738
市町村振興資金貸付金特別会計	3,654,526,709	559,584,281	3,094,942,428	3,094,942,428
公 債 管 理 特 別 会 計	95,212,516,558	95,212,516,558	0	0
給 与 集 中 管 理 特 別 会 計	30,136,901,898	30,136,901,898	0	0
林業改善資金貸付金特別会計	273,896,265	158,237,715	115,658,550	115,658,550
沿岸漁業改善資金貸付金特別会計	312,216,706	19,431	312,197,275	312,197,275
国民健康保険事業特別会計	74,811,203,085	73,303,488,540	1,507,714,545	1,507,714,545
地方独立行政法人徳島県鳴門病院 資 金 貸 付 金 特 別 会 計	1,859,299,997	1,859,299,997	0	0
合 計	327,129,447,497	316,570,307,255	10,559,140,242	10,332,310,246

(単位：円)

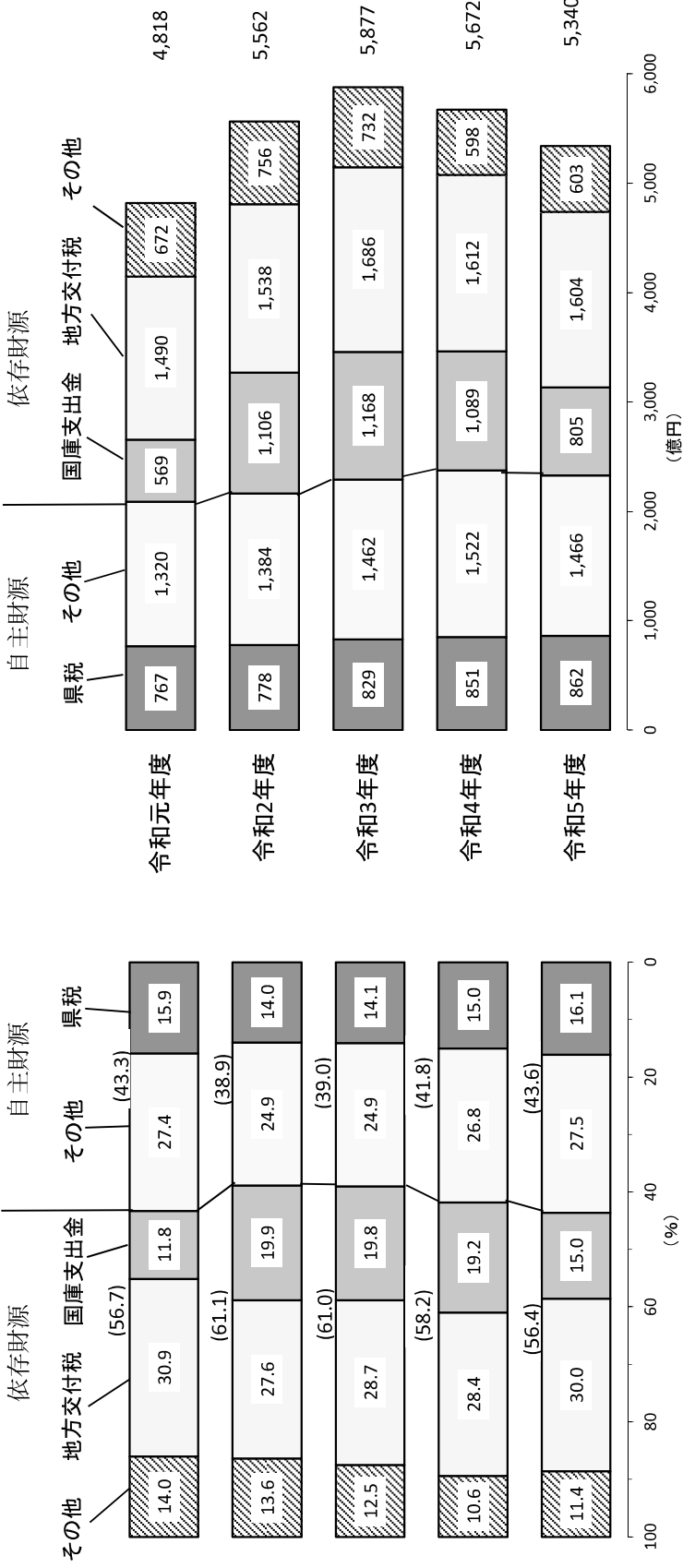
歳 入 歳 出 差 引 額	10,559,140,242
翌 年 度 繰 越 額	528,829,996
翌年度へ繰り越すべき財源	226,829,996
実 質 収 支 額	10,332,310,246

一般会計歳入決算分析グラフ (性質別)



最近 5 箇年間の一般会計歳入決算額比較表（財源別構成比の推移）

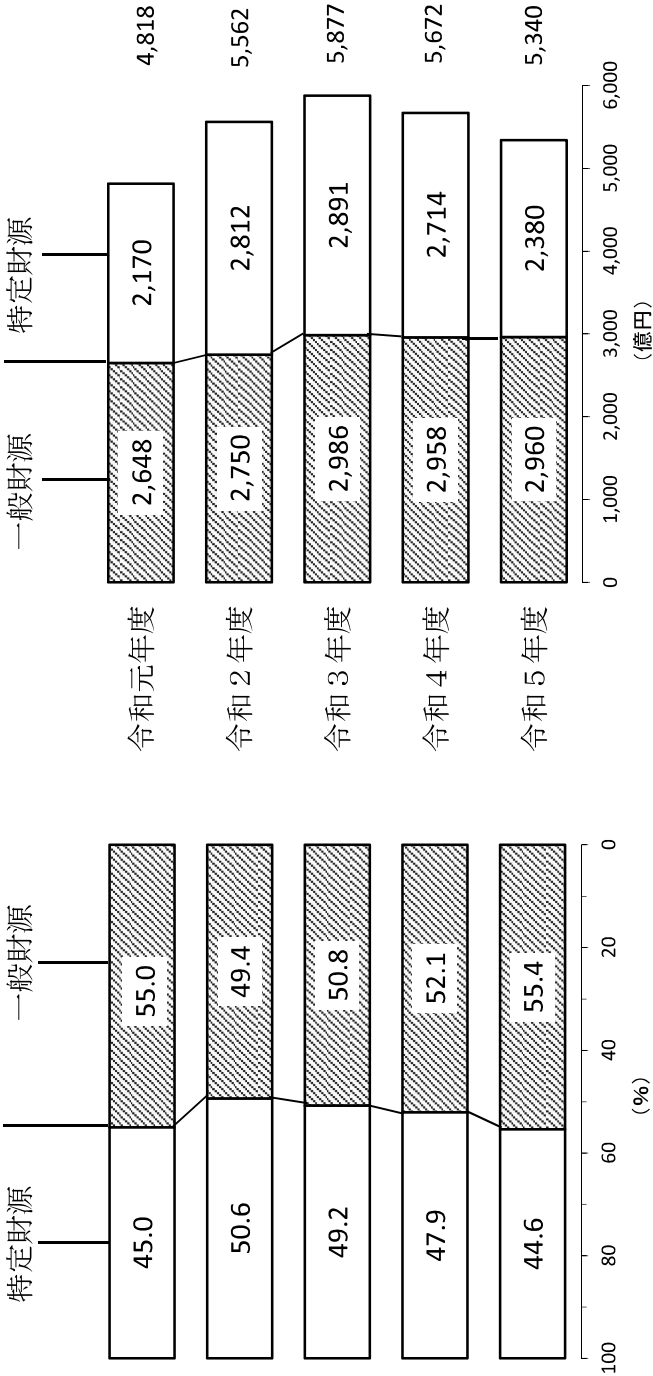
(1) 自主財源と依存財源の推移



(注) () は、依存財源、自主財源のそれぞれの構成比の合計である。

1 自主財源の「その他」	2 依存財源の「その他」
地方消費税清算金 分担金及び負担金 使用料及び手数料 財産収入 寄附金 繰入金 繰越金 諸収入	県債 地方譲与税 地方特例交付金 交通安全対策特別交付金

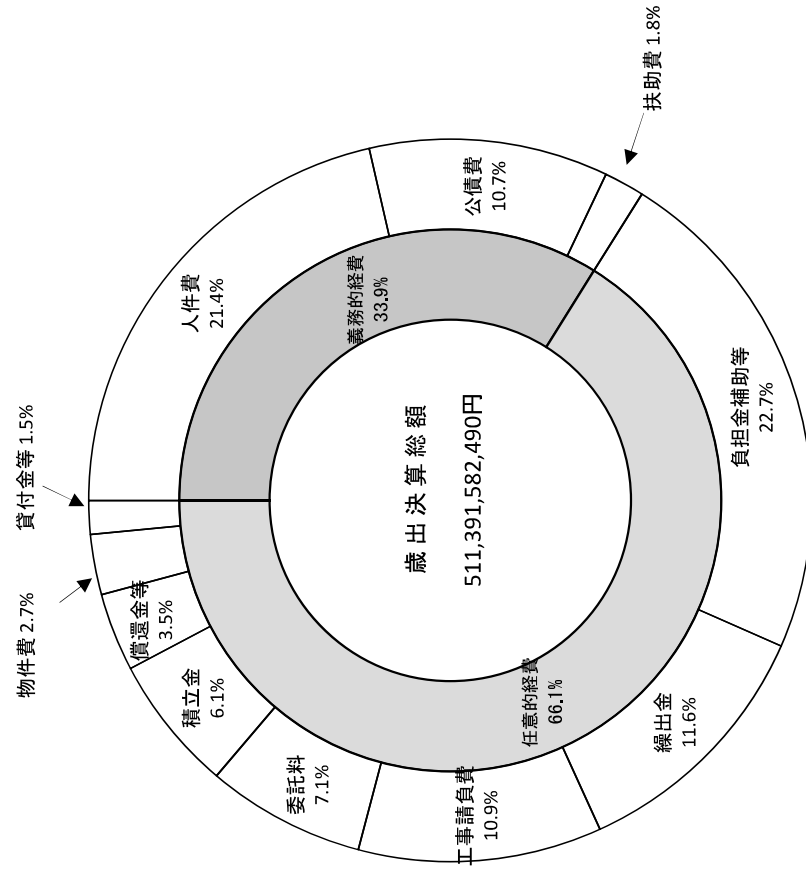
(2) 一般財源と特定財源の推移



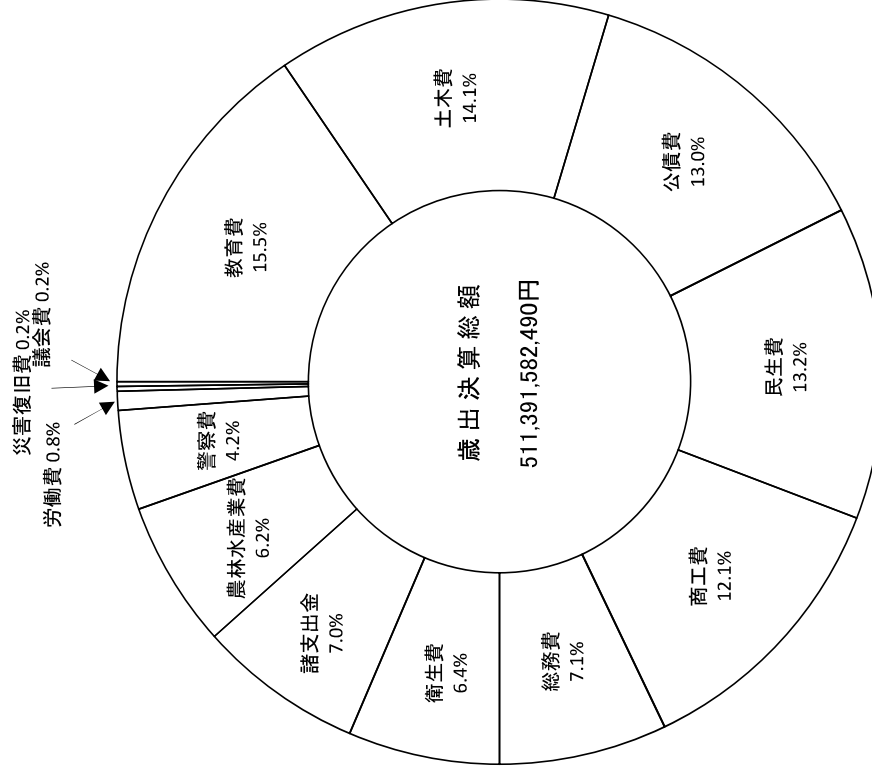
1 一般財源	2 特定財源
県税	交通安全対策特別交付金
地方消費税清算金	寄附金
地方譲与税	繰入金
地方交付金	繰越金
	諸収入
	県債

一般会計歳出決算分析グラフ

(性 質 別)



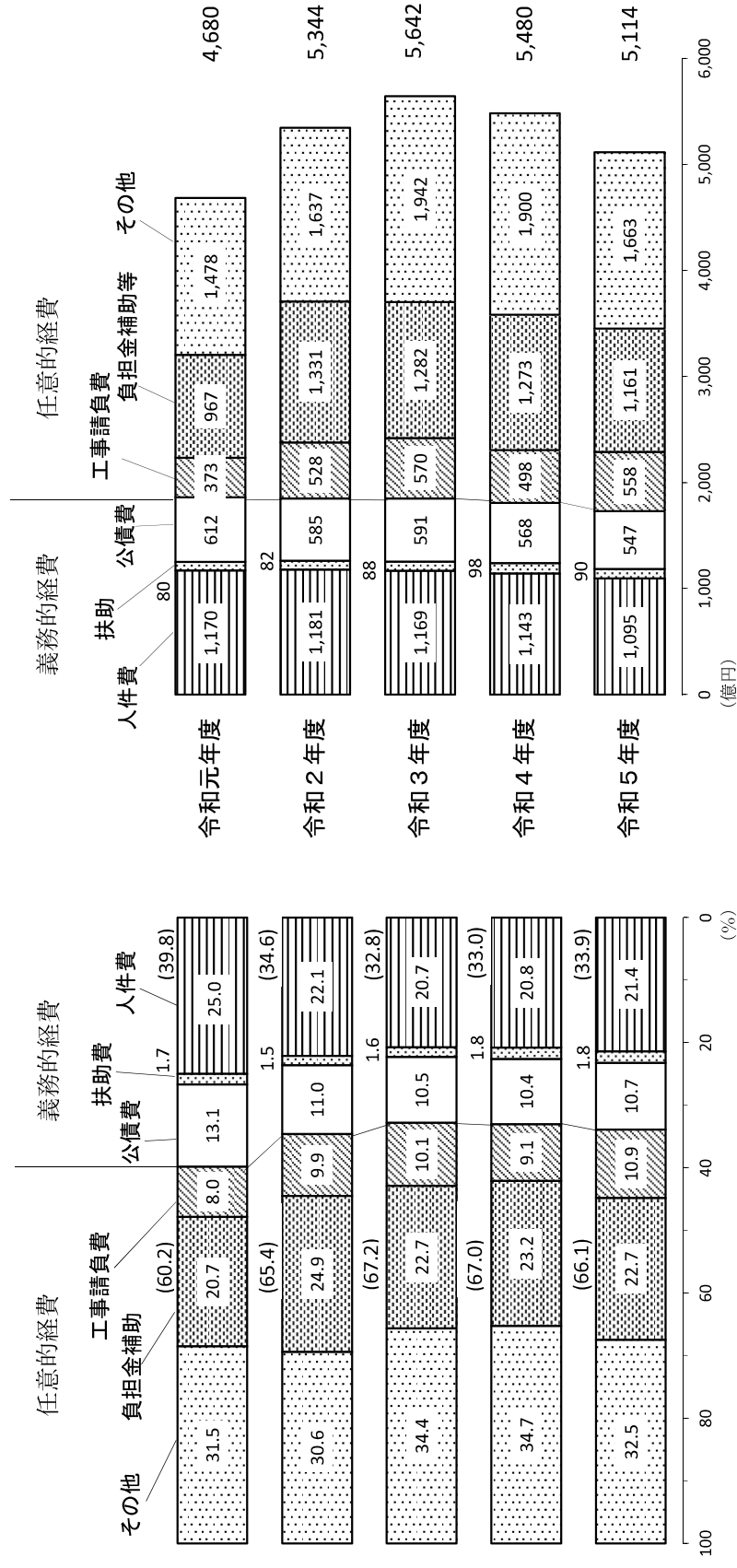
(目 的 別)



(注) 性質別のグラフにおいて、公債費は公債諸費等を除く。

資料 4

最近5箇年間の一般会計歳出決算額比較表（性質別構成比の推移）



(注1) () は、任意的経費、義務的経費のそれぞれの構成比の合計である。
(注2) 公債費は、公債諸費等を除く。

決 算 用 語 解 説

1 「一般会計」とは

県の行政運営の基本的な経費を網羅して計上した会計であり、地方交付税や県税などを主な財源として、道路、河川、住宅、学校等の建設をはじめ、社会福祉、保健衛生、環境保全、労働福祉の充実、産業・教育・文化の振興、警察など事務事業の大部分を経理する会計です。

2 「特別会計」とは

一般会計に対し、特定の歳入歳出を一般の歳入歳出と区別して別個に処理するための会計をいい、経理の適正を図るため、条例に基づいて設置しているものです。

令和5年度の特別会計の数は、20会計となっています。

3 「予算現額」とは

予算現額とは、当初予算を基礎に、補正予算を差引増減した予算額に、前年度繰越事業費繰越額を加えた最終の予算額をいいます。

決算は、歳入歳出予算についてこれを調製しなければならない（地方自治法施行令第166条）こととなっていますが、この歳入歳出予算が予算現額です。

4 「収入済額」とは

調定された金額のうち、現実に収入された金額の合計額のことです。

歳入を収入する場合には、歳入徴収権者（知事の委任を受けた課長又は部長）が、その歳入の内容を調査して、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入義務者、納期限等を具体的に調査決定する県の内部意思決定行為である調定が必要です。

納入義務者には、調定に基づき納入通知書が送付されることとなります。

5 「支出済額」とは

歳出予算の執行により、現実に支出した金額の累計額のことです。

6 「歳入歳出差引額」とは

歳入決算総額から歳出決算総額を単純に差し引いた額をいいます。

歳入歳出差引額は、地方自治法に基づき、歳計剰余金として翌年度の「繰越金」収入となります。

「歳計剰余金」、「形式収支」と同義語です。

7 「翌年度へ繰り越すべき財源」とは

翌年度繰越の歳出予算の経費については、その経費に充てるために必要な金額（財源）を、必ず翌年度に繰り越さなければなりません。が、翌年度繰越額のうち令和5年度において既に収入済となっており、繰越事業費の財源として使用することが確定している額をいいます。

8 「**実質収支額**」とは

歳入歳出差引額（形式収支）から、「翌年度へ繰り越すべき財源」を差し引いた額をいいます。

歳入歳出差引額が「歳計剰余金」であるのに対し、実質収支額は「純剰余金」ともいいます。純剰余金は、翌年度の一般財源として、いかなる歳出予算の財源に充当しても差し支えありません。

「**実質収支額**」＝「**歳入歳出差引額**」－「**翌年度へ繰り越すべき財源**」

9 「**自主財源**」とは

県が自主的に収入できる財源をいいます。

自主財源がどれくらいあるかは、行政活動の自主性と安定性を確保できるかどうかの尺度となります。

10 「**依存財源**」とは

国にその調達を依存する財源であり、国の意思により、定められた額を交付されたり、割り当てられたりする収入です。

11 「**一般財源**」とは

財源の使途が特定されず、どのような経費にも使用することができるものをいいます。

12 「**特定財源**」とは

財源の使途が特定されているものをいいます。

13 「**義務的経費**」とは

県の歳出のうち、その支出が義務づけられ、任意に節減できない経費で、極めて硬直性の強い経費です。次の三項目がこれに当たります。

人件費

扶助費（社会保障制度の一環として、生活保護法等に基づき、被扶助者に対してその生活を維持するために支出される経費等）

公債費（県債の元利償還金及び一時借入金利子の合算額）

14 「**任意的経費**」とは

県が任意に支出することができる経費で、義務的経費以外の一切の経費をいいます。

15 「**県債**」とは

県が資金調達のために負担する債務であって、その返済が一会計年度を超えて行われるものをいいます。